

自転車の酒気帯び運転と携帯電話使用等に罰則

～令和6年11月1日施行～

◆自転車の酒気帯び運転に罰則が設けられました。

道路交通法第117条の2の2及び第117条の3の2関係

酒気帯び運転の禁止

※ 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆自転車の酒気帯び運転を幫助した者にも罰則！

自転車を提供した場合

※ 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車同乗者、酒類提供者の場合

※ 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆都道府県公安委員会規則で禁止されていた自転車の携帯電話使用等を道路交通法で禁止し罰則が強化されました。

道路交通法第71条関係

携帯電話使用等の禁止

◆走行中、携帯電話等を手に持って通話や画像を注視した場合 携帯電話使用等(保持)

※ 罰則 6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

◆交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合 携帯電話使用等(交通の危険)

※ 罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

・自分の身を守るため、ヘルメットを着用しましょう！

徳島県交通安全メインタイトル

阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり